

特別職の職員の期末手当に関する規則及び瀬戸市表彰審査委員会運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

瀬戸市長 増岡錦也

瀬戸市規則第1号

特別職の職員の期末手当に関する規則及び瀬戸市表彰審査委員会運営規則の一部を改正する規則

(特別職の職員の期末手当に関する規則の一部改正)

第1条 特別職の職員の期末手当に関する規則(平成2年瀬戸市規則第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当を加算する職員) 第1条 特別職の職員の給与に関する条例(昭和36年瀬戸市条例第3号。以下「条例」という。)第4条第2項の規定により、一般職の職員に支給される期末手当の例に準ずることとされる期末手当の額の算出(以下「期末手当の額の算出」という。)について、瀬戸市職員の給与に関する条例(昭和36年瀬戸市条例第4号)第20条第5項において、市長が定めることとされるものは、 <u>条例第1条第1号から第4号</u> までに掲げる職員とする。	(期末手当を加算する職員) 第1条 特別職の職員の給与に関する条例(昭和36年瀬戸市条例第3号。以下「条例」という。)第4条第2項の規定により、一般職の職員に支給される期末手当の例に準ずることとされる期末手当の額の算出(以下「期末手当の額の算出」という。)について、瀬戸市職員の給与に関する条例(昭和36年瀬戸市条例第4号)第20条第5項において、市長が定めることとされるものは、 <u>条例第1条第1号から第3号</u> までに掲げる職員とする。

(瀬戸市表彰審査委員会運営規則の一部改正)

第2条 瀬戸市表彰審査委員会運営規則(平成25年瀬戸市規則第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下

線で示すように改正する。

改正後	改正前
(委員) 第3条 委員会の委員は、次に掲げる者の中から 市長が委嘱又は任命する。 (1) <省略> (2) 教育委員会 <u>教育委員の代表者</u> (3)から(5)まで <省略> 2 <省略>	(委員) 第3条 委員会の委員は、次に掲げる者の中から 市長が委嘱又は任命する。 (1) <省略> (2) 教育委員会 <u>委員長</u> の職にある者 (3)から(5)まで <省略> 2 <省略>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条の規定により、なお従前の例により在職するものとされた教育長のその任期中においては、なお効力を有する。